

**滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に伴う
教育費の減額補正について**

1 条例改正の理由

平成27年5月15日に滋賀県特別職報酬等審議会から知事および副知事の給料月額および退職手当について答申されたことから、知事等の給料月額および退職手当を改定することを踏まえ、滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正しようとするもの。

2 条例改正の概要

①給料月額

答申どおり改定する知事の改定率を適用して改定。

(単位:円)

		現行	改定後	差額	
知事		1,320,000	1,250,000	△70,000	
副知事		1,040,000	980,000	△60,000	
その他の 常勤 特別 職	地方公営企業 の管理者	880,000以内	830,000以内	△50,000	
	病院事業庁 の管理者	医師以外	880,000以内	830,000以内	△50,000
		医師	1,150,000以内	1,090,000以内	△60,000
	監査委員	650,000	620,000	△30,000	
	人事委員会 の委員	650,000	620,000	△30,000	
教育長		880,000以内	830,000以内	△50,000	

②退職手当

答申どおり改定する知事の支給割合の引下げ率を適用して改定。

(単位:円)

		現行		改定後		差額
		支給割合	手当額	支給割合	手当額	
知事		70/100	44,352,000	59/100	35,400,000	△8,952,000
副知事		50/100	24,960,000	41/100	19,286,400	△5,673,600
常勤 特別 職	病院事業庁の 管理者(医師以 外)	30/100	12,672,000	25/100	9,960,000	△2,712,000
	〃 (医師)	30/100	16,560,000	25/100	13,080,000	△3,480,000
	監査委員	25/100	7,800,000	21/100	6,249,600	△1,550,400
	教育長	30/100	12,240,000	25/100	9,600,000	△2,640,000

3 施行日 平成27年8月1日

4 条例改正に伴う補正予算

(款) 10教育費 (項) 01教育総務費 (目) 02事務局費

①給与月額の改定により

現行: 850,000円 → 改定後: 800,000円 (50,000円減額)

給料△400千円、職員手当等(期末手当) △117千円、共済費△43千円

計 △560千円